平成２６年（フ）第６７０号
北九州市小倉北区熊本１丁目６番６―201号
債務者　飯盛　憲治
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８８号
秋田県山本郡三種町森岳字上台34番地
債務者　安田　清一
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０号
滋賀県甲賀市水口町山804番地13
債務者　小橋　和夫
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　建志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６１号
滋賀県甲賀市水口町山804番地13
債務者　小橋　陽子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　建志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６８号
福岡県久留米市野中町1135番地　サングレート野中Ⅱ206号
債務者　松枝　清隆
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８０３号
横浜市旭区さちが丘128番地２　インペリアルさちが丘303
債務者　川上　正人
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０７号
神戸市長田区鶯町３丁目４番10号　エクレール鶯町302号
債務者　川西　康雄
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４号
兵庫県川辺郡猪名川町島字川向３番地の７
債務者　國戸　靖彦
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
北九州市小倉北区片野新町１丁目15番24―502号
債務者　山本こと　金　登志夫
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿野　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０１号
福岡県中間市大根土13番403号
債務者　高森　安子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上地　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３５号
函館市湯川町１丁目36番20号
債務者　澤村　　恵
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１３６号
函館市湯川町１丁目36番20号
債務者　澤村　　悠
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５４８６号
大阪市北区中崎西１丁目９番15号
債務者　新興業こと　池田　　新
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６７８号
大阪府守口市八雲西町１丁目39番12―402号
債務者　藤本　隆洋
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７８０号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ26―101号
債務者　三上　　威
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７８１号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ26―101号
債務者　三上　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８４４号
大阪府豊中市末広町３丁目14番１号
債務者　西野　良則
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部